

令和 6 年 1 月 2 5 日
中国四国産業保安監督部四国支部

令和 5 年度火薬類保安中国四国産業保安監督部四国支部長表彰式 の開催について

火薬類保安の表彰制度は、保安意識の高揚を図り、もって火薬類の保安を推進するため、永年にわたり火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者、火薬類による災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰する制度です。

令和 5 年度におきましても、以下のとおり受賞者を決定し、表彰式を開催しますので、お知らせいたします。

1. 日 時 : 令和 6 年 1 月 2 5 日 (木) 1 3 時 3 0 分～
2. 場 所 : 高松サンポート合同庁舎 北館 5 階 5 0 5 会議室
中国四国産業保安監督部四国支部内
(高松市サンポート 3 - 3 3)

3. 受賞者

表彰の種類	受賞者名(所属)	推薦者
優良従事者	太田 壮一 有限会社太田銃砲火薬店 代表取締役	徳島県

(本発表資料のお問い合わせ先等)

中国四国産業保安監督部四国支部 保安課長 直井
担当者: 栗林

電 話 : 0 8 7 - 8 1 1 - 8 5 9 0

U R L : <https://www.safety-shikoku.meti.go.jp>

火 薬 類 保 安 表 彰 の 概 要

1. 表彰の種類

- (1) 保安功労者
- (2) 優良従事者
- (3) 優良事業所（製造業者、販売業者若しくは消費者の事業所又は事業場）

2. 表彰の対象

(1) 保安功労者

火薬類の保安に関する業務に１０年以上携わり、次の各号の一に該当し、表彰することが適当と認められる者

- (イ) 火薬類の保安管理、保安教育又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者
- (ロ) 火薬類に関する学識経験が深く、火薬類の保安技術又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者
- (ハ) 適正な保安管理若しくは災害防止により事業所及び公共の安全の確保に多大な貢献をしており、又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、日常における行為が他の者の模範となる者
- (ニ) 災害その他非常の場合において火薬類の保安の確保に努めるなど公共の安全の維持について特に顕著な功績が認められる者その他の火薬類の保安の確保に特に功労があった者

(2) 優良従事者

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる者

- (イ) 火薬類に関する経験が深く、火薬類関係事業所（現場）の作業に永年（１５年以上）従事し、最近１０年以上無事故であった者
- (ロ) 火薬類関係法令及び保安管理に係る規程類を遵守し、災害の防止及び公共の安全を図り、保安に関し積極的熱意をもっており、日常における行為が他の者の模範となる者

(3) 優良事業所（事業所とは製造業者、販売業者若しくは消費者の事業所又は事業場をいう。）

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる事業所

- (イ) 火薬類の製造所における製造施設の位置、構造及び設備並びに製造方法、販売所における販売の方法、貯蔵場所における火薬庫の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法又は消費場所における消費の方法等に関し、保安上の措置が特に優れていること
- (ロ) 火薬類の保安管理の体制、規程類等が整備されているとともに、保安教育が徹底され、かつ、保安に関し積極的熱意を持っており、他の模範となる事業所

3. これまでの表彰実績

- (1) 平成１９年度から実施しており、本年度で８回目です。
- (2) 平成２４年９月の原子力安全・保安院の組織改編により、平成２５年度から中国四国産業保安監督部四国支部長表彰となっています。
- (3) 前回（令和３年度）までの受賞者数は、累計で９件となっています。